

○川俣町建設工事等発注基準

令和4年2月1日

告示第5号

川俣町（以下「町」という。）の建設工事、製造の請負、業務委託、物品の借入れ及び購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る発注は、川俣町財務規則（昭和61年川俣町規則第1号）及び関係する規程等によるもののほか、この基準による。

（定義）

第1 この基準において、各項に掲げる定義は次のとおりとする。

- 1 この基準において、業者区分は次のとおりとする。ただし、この表によらない業者区分を使用するときは、公告においてその内容を明記する。

業者区分	定義
町内業者	町内に本社又は本店を有する者
準町内業者	町外に本社又は本店のある町内の支店又は営業所を有する者であって、当該支店又は営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者
隣接町外業者	町に隣接する市町村（福島市、伊達市、二本松市、浪江町、飯舘村）に本社又は本店を有する者
町外業者	町内業者、準町内業者及び隣接町外業者以外の者

- 2 この基準において、契約種別は次のとおりとする。

契約種別	定義
建設工事	建設業法別表1上欄に規定する建設工事の種類に該当する工事
建設工事に係る業務委託	建設工事を実施することを目的とした測量、設計、調査、監理等の業務委託
一般業務委託	建設工事に係る業務委託を除く全ての業務委託
その他の契約	建設工事及び建設工事に係る業務委託、一般業務委託を除く全ての契約

（発注方法）

第2 建設工事等の発注方法は次に掲げるとおりとする。ただし、技術的に難度の高い建設工事等、競争性に乏しい建設工事等、多様な入札方法を考慮しなければならない建設工事等又は特殊な建設工事等その性質により、表による発注が困難な場合を除く。

発注方法	基準
条件付一般競争入札	指名競争入札又は随意契約とする場合を除き、建設工事等の契約を締結する場合
指名競争入札	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の規定により指名競争入札に付すると決定した場合
随意契約	施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合

（発注基準）

第3 条件付一般競争入札とは、当該入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定めて公告をし、当該資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する契約方法をいう。

（1） 建設工事の入札参加資格要件

建設工事の入札に参加できるのは、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

- ① 町の工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
- ② 入札参加者は、町長が認める特別な場合を除き、業者区分が町内業者又は準町内業者であること。ただし、川俣町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（令和3年川俣町告示第21号）に規定する特定建設工事共同企業体への工事の発注において公告で定める場合は、この限りでない。
- ③ 対象となる工種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- ④ 川俣町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成13年川俣町訓令第55号。以下「指名等に関する要綱」という。）に定めること。

る基準等」という。)第4に規定する指名停止基準に該当しない者であること。

⑤ 町税の滞納がないこと。

⑥ 前各号に掲げるもののほか、建設工事の発注ごとに定める要件を満たしていること。

(2) 建設工事に係る業務委託、一般業務委託及びその他の契約の入札参加資格要件

建設工事に係る業務委託、一般業務委託及びその他の契約(以下「業務委託契約等」という。)の入札に参加できるのは、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

① 入札参加者は、町長が認める特別な場合を除き、次の制限を加えるものとし、その入札参加資格要件を満たしていること。

・所在地区分制限

・実績制限

② 当該業務の業務種別により業務を履行するための許可等が必要と認められるものについては、当該許可等を受けている者であること。

③ 指名等に関する基準等第4に規定する指名停止基準に該当しない者であること。

④ 町税の滞納がないこと。

⑤ 前各号に掲げるもののほか、業務委託契約等の発注ごとに定める要件を満たしていること。

2 指名競争入札とは、資力信用その他についても優秀にして确实である者を厳正かつ公平に選定し、特定多数の競争参加者で行う入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する契約方法をいう。

(1) 業者の選定要件

指名競争入札に参加するものを選考し、又は決定する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

① 町の工事等請負有資格者名簿に登録されていること。

② 対象となる建設工事等の内容により許認可が必要なものについては、当該許認可を受けていること。

- ③ 指名等に関する基準等第4に規定する指名停止基準に該当しない者であること。
- ④ 町税の滞納がないこと。
- ⑤ 業者を選定する場合、次の事項を考慮することとする。

- ・当該建設工事等に係る業者区分
- ・当該建設工事等に関し特に必要な事項

(2) 業者の選定数

業者の選定数は原則として5者以上とし、当該建設工事等ごとに定めるものとする。

3 随意契約とは、優秀にして確実である者を厳正に選定し、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する契約をいう。

(1) 随意契約の範囲

随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に掲げるいずれかに該当する場合に行うことができる。

(2) 見積書の徴取

随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を示し、予定価格50万円未満の場合を除くほか、なるべく2者以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- ② 災害の発生等により緊急を要するとき。
- ③ 前2号に定めるもののほか2者以上から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

(3) 業者の選定要件

- ① なるべく町の工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
- ② 対象となる建設工事等の内容により許認可が必要なものについては、当該許認可を受けていること。
- ③ 指名等に関する基準等第4に規定する指名停止基準に該当しない者であること。
- ④ 町税の滞納がないこと。
- ⑤ 業者を選定する場合、次の事項を考慮することとする。

- ・当該建設工事等に係る業者区分
- ・当該建設工事等に関し特に必要な事項

(その他)

第4 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。